



2022年8月4日

各 位

会 社 名 株式会社アーバネットコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 服 部 信 治  
(コード番号 3242 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理本部長 赤 井 渡  
(TEL. 03-6630-3051)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年9月28日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を確保するため、変更案13条及び第23条に定める招集権者及び議長について変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙をご参照ください。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年9月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年9月28日(予定)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって取締役社長が招集</u>する。</p> <p><u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長</u>となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>が招集する。</p> <p><u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長</u>となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 371 619 405">第 14 条～第 21 条（条文省略）</p> <p data-bbox="260 468 647 501">（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p data-bbox="240 517 767 835">第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="240 947 619 981">第 23 条～第 51 条（条文省略）</p>	<p data-bbox="809 371 1219 405">第 15 条～第 22 条（現行どおり）</p> <p data-bbox="828 468 1216 501">（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p data-bbox="809 517 1335 882">第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会<u>において定めた順序</u>により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="809 947 1219 981">第 24 条～第 52 条（現行どおり）</p>